

板橋区清掃作業用大型自動車運行記録計取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、清掃作業用大型自動車に取付けた運行記録計の取扱いについて定め、もって、自動車の安全運転管理を図ることを目的とする。

(記録計の管理)

第2条 板橋東清掃事務所長（以下「所長」という。）は、運行記録計が常に良好な状態を保持するよう適正な管理をしなければならない。

(運行記録の点検)

第3条 所長は、運行記録計により、次の事項を常時点検し、運転職員の安全運転管理に努めなければならない。

- (1) 速度の著しい超過
- (2) 極端な加速及び減速の繰返し等不安定な運行
- (3) その他安全運転上好ましくない事項

(措置)

第4条 所長は、前条に規定する点検により運行が好ましくないと認められるときは、事故防止又は、安全運転上必要な措置を講じなければならない。

付 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。